

第23日

令和5年9月22日（金）

午前10時00分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第76号議案ほか4件を議題とし、総務文教常任委員長の説明を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第76号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告いたします。

まず、第76号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

法改正前は、新型インフルエンザ等緊急事態においてのみ、地方自治体の事務の代行等を要請することが可能でしたが、改正後は、当該緊急事態に至る前であってもその要請を行うことができるようになります。これにより、感染症の発生及びまん延の初期段階から各自治体からの応援、事務委託の手続きの特例及び職員の派遣等の要請が可能となるものです。

この改正による代行等の対象事務の名称変更に伴い、その実施のために派遣された職員への手当に関する規定において引用している法律の条項を変更し、手当の名称を「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」から、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改めます。

本委員会としましては執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第78号議案朝倉市交通公園条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本条例は、道路交通法の一部改正に伴い、朝倉市交通公園を利用することのできる二輪車等の定義を変更するものです。改正前は、利用可能な二輪車等の種類を大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車としていましたが、本改正によりこのうちから特定小

型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等を除外します。

除外の理由は、当該車両は車輪が小さく、一部コースの利用が困難であることと併せ、最高速度が時速20キロメートル以下と低速のため、他の利用者との接触等の可能性があることに配慮したものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第80号議案工事請負契約の締結について（立石小学校）です。

本件は、立石小学校校舎増築建築主体工事の工事請負契約を締結するにあたり、議会に議決を求められているものです。

工事請負人は、梶原・柿原特定建設工事共同企業体で、請負契約額は8億1,125万円です。

なお、工期は本議案の議決日から令和6年8月31日までです。

工事の内容は、立石小学校の敷地内に特別教室棟、普通教室棟、エレベーター棟の3棟を増築するものです。

立石小学校については、近年、特別支援学級数の増加により、特別教室を特別支援学級教室に用途変更するなどの対応が行われており、教室数に余裕がない状態が続いています。

また、手洗い場及びトイレの数が少ないという課題もあることから、2か年計画により増築及び改修工事を行い、これらに対応しようとするものです。

本委員会としましては、数年来の懸案事項の解消を図るための工事であることに鑑み、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第81号議案財産の取得について（消防ポンプ自動車）です。

取得する財産は、第5分団、第6分団、第17分団及び第19分団の消防ポンプ自動車4台で、取得価格は9,083万9,840円です。

契約の相手方は、株式会社倉重ポンプ商会です。

審査に当たりましては、消防ポンプ自動車の耐用年数についてたどしました。

執行部によりますと、耐用年数は20年であるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第82号議案財産の取得について（統合仮想化基盤機器等）です。

取得する財産は、統合仮想化基盤更新業務に係る統合仮想化基盤機器等で、取得価格は人件費等を含む契約金額2億6,620万円のうち、ハードウェア分に当たる1億2,945万3,500円です。

契約の相手方は、富士通japan株式会社九州北部公共ビジネス部です。

仮想化基盤の運用においては、1台のサーバの中で複数のシステムを動かすことができ、また、そのような仮想サーバを基盤内に複数持つことができます。

これにより、仮に1つのサーバに障害が生じても、基盤内の別のサーバでシステムを動かすことができるため、トラブル発生時にも継続して業務を行うことが可能です。

また、1つのシステムのメモリ等が不足した場合でも、他のシステムの余剰分を利用することができるというメリットがあります。

本市では現在、この仮想化基盤が2台稼働しており、いずれも導入から6年が経過し、故障時にメーカーからの部品供給が受けられなくなることから、機器の入れ替えを行います。この入れ替えと併せ、現在、扱う情報ごとに分かれている2台を統合し、メモリ等の有効活用を図るものです。

機器の調達については、指名競争入札の参加業者が1社であったことで入札中止となり、改めて行った一般競争入札においても、参加業者が1社のみで入札不成立となっています。そのため、希望業者である富士通japan株式会社九州北部公共ビジネス部と随意契約を締結することについて、議会に議決を求められているものです。

審査に当たりましては、入札が成立しなかった理由及び背景についてただしました。

執行部によりますと、IT業界全体の人材不足によるものと捉えているとのことです。

また、今回の機器の更新が市の業務に与える影響についてもただしました。

執行部によりますと、稼働するシステムそのものは変わらないため、職員の業務には直接影響しないものの、情報処理の速度、扱えるデータの容量等については改善するとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第76号議案朝倉市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第78号議案朝倉市交通公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案工事請負契約の締結について(立石小学校)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案財産の取得について(消防ポンプ自動車)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案財産の取得について(統合仮想化基盤機器等)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第62号議案ほか6件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 仲山 寛君登壇)

○環境民生常任委員長(仲山 寛君) ただいま議題となりました第62号議案ほか6件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告をいたします。

まず、第62号議案令和4年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は727万3,000円です。

本特別会計は地域改善対策の一環として、住宅の新築や改修、宅地を取得するための資金の貸付事業が実施されていたもので、現在は償還事務及び起債償還事務を行っています。

令和4年度の償還額は425万3,000円、貸付残金は8,385万7,000円で、累計償還率は95.6%です。起債の償還事務については、令和4年度末までの残高が39万9,000円となっており、令和5年度末で全ての償還が終了する見込みです。

今後の財政調整のため基金積立を行っており、令和4年度に649万8,000円の積立を行い、当該年度末時点の基金現在高は8,157万1,000円です。

審査に当たりましては、起債償還後の事務についてただしました。

執行部によりますと、起債償還は令和5年度で完了するが、市が貸し付けている貸付金の償還事務は引き続き継続するとのことでした。

また、借受人の高齢化に伴い、償還が困難になっていくと思われる中での償還状況についてただしました。

執行部によりますと、借受人の死亡に伴う戸籍調査や保証人による納付により償還は行われており、令和4年度の不納欠損はなかったとのことでした。

なお、過去、不納欠損となった要因は、相続人による時効の援用や権利放棄によるものであったとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第63号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業に係る事業勘定と、朝倉診療所に係る直営診

療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定についてです。歳入歳出差引額は、5,367万円の黒字決算となりました。この差引額には、翌年度の普通交付金等返還見込額1,930万4,000円が含まれており、実質黒字額は3,436万6,000円の見込みです。

返還額確定後、最終的な黒字額については、令和5年度に朝倉市国民健康保険財政調整積立基金への積立を予定しています。

被保険者数は、前年度からマイナス4.2%、519人減少し、年度平均1万1,935人でした。加入者数・加入者世帯の減少が続いています。少子高齢化や社会保険適用拡大が影響していると考えられます。健康の保持増進や予防医療による医療費削減を図るため、国民健康保険に加入している40歳から74歳までの方を対象に特定健康診査を行っていますが、1人当たりの医療費は47万7,769円となっており、前年度から1万3,350円増加しています。

要因として、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外来受診の増加が考えられます。

また、県に納付する国民健康保険事業費納付金は、被保険者数の減少により前年度より減少したものの、医療費の推計が増加しているため、1人当たりの納付金は15万1,049円となっています。

なお、令和3年度の収支差引額から、普通交付金等返還額の差引額と預金利息を合わせた9,492万3,000円を朝倉市国民健康保険財政調整積立基金に積立を行い、令和4年度末現在高は1億526万7,000円です。

審査に当たりましては、医療費適正化への取組についてただしました。

執行部によりますと、新型コロナウイルス感染症を除くと、外来受診においては、がんに伴う割合が増えているとのこと。このため、早期発見・早期治療のための検診の推進や、ジェネリック医薬品を含む医療費適正化事業に取り組んでいるとのこと。

また、特定健康診査の受診率向上への取組として、継続した受診を促すために、前年度に受診した方は健診費用を無料とし、電話や通知による受診勧奨にも取り組んでいるとのこと。

審査では、特定健診や保健指導による効果についてもただしました。

執行部によりますと、感染症予防から電話での保健指導を希望する方が多かったとのこと。

また、糖尿病においては、重症化により腎不全となり人工透析に至る方が、これまでの取組と治療薬により減少傾向にあるとのこと。

次に、直営診療施設勘定についてです。

歳入歳出差引額は、2,324万円の黒字決算となりました。

令和4年度では、診療所施設整備の整備計画について調査・検討を行いました。

外来受診者数は1万5,074人、1日当たり受診者数は約51.3人です。前年度から166名の増加となっています。

また、総合健診受診者数は2,116人となっており、前年度から87名の増加となっています。

診療費が減額となっていますが、高額治療となる肝炎治療者が減少したことによるものと考えられます。

なお、直営診療施設勘定財政調整基金に2,175万6,000円の積立を行い、令和4年度末時点での基金現在高は2億8,951万2,000円で、施設整備や高額な医療機器の購入等に備えています。

審査に当たりましては、受診者の増加要因についてたどしました。

執行部によりますと、外来では社会保険による受診者が増加しており、新型コロナウイルス感染症による発熱が考えられるとのこと。総合健康診断においては、利用する事業所が増えているとのこと。

本委員会としましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、医療費の増加が続く中、今後も予防医療や健康増進など、医療費適正化への取組を行い、安定した国民健康保険の運営を要望し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第64号議案令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引残額は3,159万3,000円です。この差引残額は主に、出納閉鎖期間中に収納した保険料であり、翌年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に納めて精算するため、剰余金として積み上がることはありません。

被保険者数は、令和4年度末は9,743人となっており、前年度から280人増加しています。令和5年度以降も団塊の世代が順次、後期高齢者に移行していくため、増加傾向になると思われる。

このため、医療費の増大が見込まれること、また、現役世代の負担を抑えるため、令和4年10月から窓口2割負担が導入されました。後期高齢者の保険料は7割が年金からの特別徴収となっており、普通徴収と合わせた現年度分の徴収率は99.8%で、広域連合が定める予定収納率を上回っています。

審査に当たりましては、後期高齢者医療において1人当たりの医療費についてたどしました。

執行部によりますと、速報値ではありますが120万2,482円となっており、福岡県内では上から11番目となっているとのこと。

また、医療費が高くなっている要因についてもたどしました。

執行部によりますと、令和3年度に広域連合から発表されている資料では、入院においては骨折、肺疾患、脳梗塞の割合が高く、外来では人工透析を含めた腎臓病系、糖尿病、高血圧の割合が高いとのこと。

このため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業や健診等により医療費適正

化の取組を行っているとのことです。

本委員会としましては、後期高齢者医療費の適正化への取組を要望し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第65号議案令和4年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引額は2億992万4,000円です。介護保険制度において市は要介護認定、保険給付、地域支援事業等を実施し、それに要する経費の半分は公費で負担し、残りを被保険者から徴収した保険料でまかっています。

執行部の説明によりますと、まず令和5年3月31日現在の65歳以上、いわゆる第1号被保険者数は1万8,226人で、前年同期と比較し49人減少しているとのことです。

また、令和4年度中の要介護及び要支援認定申請者数は、新規、変更及び更新を合わせて3,183人で、前年度と比較し103人減少しています。

高齢者人口は減少しており、第1号被保険者の要介護認定者数は3,146人であり、前年度から24人減少しました。

また、認定率は17.26%と前年度と比較して横ばいとなっています。

次に、令和4年度の介護サービス給付費は52億6,936万4,000円で、前年度と比較し8,699万7,000円減少しています。主な要因としては、介護認定者数の減少、コロナ禍による居宅サービス利用控え、施設サービス利用者の減少などが考えられます。

令和4年度朝倉市介護給付費準備基金については取り崩すことなく、令和3年度の剰余金等9,663万5,000円を積み立てました。

基金残高は7億6,260万6,000円となり、将来の財源を確保することができました。

審査に当たりましては、地域包括支援センターでの総合相談受付件数が減少している一方で、費用額が大幅に増加している要因についてたどりました。

執行部によりますと、相談の延べ件数は減少しているが、実件数は増加しているとのことです。

また、費用額の増加については、地域包括支援センターと介護サービス課をつなぐシステム更新のためとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第72号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、歳入歳出予算の総額に2億992万4,000円を追加し、予算の総額を63億7,571万9,000円とするものです。

補正内容は、歳入では令和4年度の決算確定に伴う繰越金を計上しています。

歳出では、令和4年度介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う国、県及び支払基金への返還8,482万9,000円を計上し、余剰分1億2,509万5,000円を基金に積み立てます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべ



きものと決しました。

次に、第75号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、条例で定める市独自の個人番号利用事務に、市長が行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を加え、追加する事務において利用する特定個人情報を規定するものです。

今回の改正により、個人番号を利用した生活保護に関する事務については日本人に限られていましたが、外国人に対しても利用可能となり、今後、マイナンバーカードを利用した病院の受診などが可能となります。

審査に当たりましては、生活保護の対象となっている外国人の人数についてただしました。

執行部によりますと、現時点で被保護者となっている外国人は2世帯3名とのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第77号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、条例中に引用する法律の条項において、条例第15条第1項第2号中、同条第11項を同条第10項に繰り上げるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第62号議案令和4年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第62号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第63号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第64号議案令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第65号議案令和4年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第72号議案令和5年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議

題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第75号議案朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第77号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第66号議案ほか9件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 加藤正二君登壇）

○建設経済常任委員長（加藤正二君） ただいま議題となりました第66号議案ほか9件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第66号議案令和4年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてです。

歳入歳出決算総額は40万7,000円となっています。

本会計は、優良企業の誘致を推進するための工業団地造成を行い、企業誘致による市民の雇用の場の確保と生活の安定を図り、市経済をより活力あるものとするを目的としています。

造成地は既に売却済みとなっており、現在行っている業務は、烏集院工業団地内の市有地部分の管理と水質検査です。

令和4年度の歳入については、一般会計繰入金及び工業用地敷地使用料40万7,000円です。

歳出については、調整池からの放流水の水質検査委託料、市有地部分の草刈りや清掃管理業務委託料で40万7,000円です。なお、水質検査の結果は、問題なしとのことです。

この特別会計は、烏集院工業団地の造成を目的として平成13年度に設置されたものですが、事業としては調整池や市有地の管理のみであるため、令和4年12月議会において、令和4年度末をもって廃止と議決されておりますので申し添えます。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第67号議案令和4年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は1億6,631万2,000円で、キンビール工場からの水道料金が主なものです。収益的支出は1億3,657万5,000円で、職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入はゼロ円です。資本的支出は2,322万4,000円で、企業債元金の償還金が主なものです。また、当年度の未処分利益剰余金2,437万6,000円については、利益処分はしないとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第68号議案令和4年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は6億1,653万3,000円で、水道料金や水道加入金、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。

収益的支出は5億6,631万5,000円で、職員の人件費、県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金や受水費、窓口業務委託、杷木浄水場維持管理委託費及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は2億216万5,000円で、水道管布設工事に係る企業債と県の補償金が主なものです。

資本的支出は3億5,313万3,000円で、配水管布設、浄水場のポンプ更新、矢野竹地区の

水道施設撤去及び災害復旧工事費が主なものです。また、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億5,096万8,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額933万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億4,163万円で補填しています。

なお、当年度純利益は2,454万円となり、前年度繰越利益剰余金1,733万2,000円を加えた4,187万2,000円が当年度未処分利益剰余金となっていますが、利益処分はしないとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第69号議案令和4年度朝倉市簡易水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は453万2,000円で、水道料金や一般会計繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は442万1,000円で、窓口業務委託料、電気代及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は238万8,000円で、これは一般会計からの繰入金です。資本的支出は238万8,000円で、これは水中ポンプ更新工事費です。なお、当年度純利益は11万1,000円となり、前年度繰越欠損金8万6,000円を差し引いた2万4,000円が当年度未処分利益剰余金となっていますが、利益処分はしないとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第70号議案令和4年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は25億180万9,000円で、下水道使用料、一般会計からの繰入金及び長期前受金戻入が主なものです。収益的支出は20億5,248万9,000円で、マンホールポンプや処理場の維持管理費、汚泥の運搬費、浄化槽の維持管理費、職員の人件費、窓口業務委託料、流域下水道維持管理負担金及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は12億581万9,000円で、下水道事業債、下水道工事等に伴う受益者負担金、河川災害復旧に伴う下水道管布設替補償金、国からの交付金及び一般会計からの繰入金が主なものです。資本的支出は20億2,777万6,000円で、職員の人件費、工事詳細設計等委託料、工事請負費及び流域下水道事業建設等の負担金が主なものです。

令和4年度の下水道工事実績は、流域関連公共下水道事業では、下水道管布設を4,965メートル、特定環境保全公共下水道事業では2,609メートルを整備しました。さらに、河川災害復旧に伴う下水道管布設替工事については、朝倉地域の2か所の工事を実施しています。

なお、資本的収入額が、資本的支出額に不足する額 8 億 2,195 万 6,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,624 万 6,000 円、減債積立金取崩額 2 億 7,376 万 2,000 円、過年度分損益勘定留保資金 643 万 8,000 円、当年度分損益勘定留保資金 4 億 4,167 万 9,000 円、及び当年度利益剰余金 4,382 万 9,000 円で補填しています。

また、当年度の未処分利益剰余金が 6 億 5,324 万 2,000 円となり 3 億 1,759 万 1,000 円を組入資本金として処分することです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第 73 号議案令和 5 年度朝倉市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてです。

水道事業収益について、7 月の豪雨による災害復旧事業補助金により 775 万円を増額補正するものです。

水道事業費用について、甘木地区及び杷木地区（杷木穂坂、杷木池田、杷木志波及び杷木浄水場）の災害復旧工事等により、災害による損失として 2,820 万円の増額をします。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第 74 号議案令和 5 年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてです。

下水道事業収益について、災害の損失に伴う一般会計繰入金により 100 万円の増額をします。下水道事業費用について、7 月の豪雨により被災した杷木地域の浄化槽土砂流入撤去災害復旧工事に伴う災害による損失 2,100 万円の増額をします。

また、債務負担行為に朝倉中央浄化センター更新工事②を追加し、限度額 9,360 万円、期間は令和 6 年度までとなっています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第 79 号議案工事請負契約の締結について（市営住宅鳩胸団地）です。

本件は、朝倉市営住宅鳩胸団地建替建築主体工事の工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求められているものです。

工事請負人は、環境施設・古賀組特定建設工事共同企業体で、請負契約額は 6 億 3,085 万円です。

なお、工期は本議案の議決を得た翌日から令和 6 年 11 月 29 日までです。

工事箇所は、朝倉市小田 1175 番地 1、工事概要については鉄筋コンクリート造 4 階建て、延べ床面積 2,007.93 平方メートルです。1 階から 4 階まで各階に 10 戸で、それぞれ 2 DK が 6 戸、1 LDK が 2 戸、3 DK が 2 戸で、合計 40 戸になります。

そのほか、外構工事として、囲障工事、構内舗装工事、敷地内排水工事等が予定されています。

その後、県営住宅の建築工事や旧住棟の解体工事等を行い、計画的に整備を進める予定とのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第83号議案市道路線の廃止についてです。

市道名、頼母川線、延長312.4メートル、幅員3.4メートルから8.7メートル。

市道名、川口線、延長213.4メートル、幅員4.0メートルから7.3メートル。

市道名、城園・迫の谷線、延長325.0メートル、幅員3.0メートルから7.2メートル。

市道名、林田・藤の木線、延長126.0メートル、幅員4.0メートルから7.3メートル。

市道名、川口・城園線、延長184.5メートル、幅員1.3メートルから5.0メートル。

市道名、塩田・下久保線、延長98.0メートル、幅員2.6メートルから6.2メートル。

市道名、平田線、延長147.8メートル、幅員2.6メートルから11.5メートル。

市道名、清水ヶ元線、延長42.0メートル、幅員4.7メートルから5.2メートルです。

当8路線は、平成29年7月九州北部豪雨により、県営河川赤谷川が被災したことに伴い、九州地方整備局筑後川河川事務所による赤谷川災害復旧付帯市道及び市道橋梁付替工事が施工され、沿道土地における情勢の変化や新たな道路の設備により、当該市道を存置する必要がなくなったため、今回、廃止の手続を行うものです。

本委員会では現地調査を行い、詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第84号議案市道路線の認定についてです。

市道名、清水ヶ元・平田線、延長187.0メートル、幅員2.6メートルから11.5メートル。

市道名、川口・宿ノ原線、延長320.0メートル、幅員6.0メートル。

市道名、川口・清水ヶ元線、延長335.7メートル、幅員4.0メートルから8.7メートル。

市道名、川口・藤ノ木線、延長364.8メートル、幅員2.1メートルから3.4メートル。

市道名、城園線、延長102.5メートル、幅員1.3メートルから3.2メートル。

市道名、藤ノ木・薙野線、延長239.0メートル、幅員3.0メートルから6.5メートル。

市道名、下久保2号線、延長89.0メートル、幅員6.0メートルです。

当7路線は、第83号議案と同様に、平成29年7月九州北部豪雨により、県営河川赤谷川が被災したことに伴い、九州地方整備局筑後川河川事務所による赤谷川災害復旧付帯市道及び市道橋梁付替工事が施工され、新たな路線の整備、既存路線の起点・終点の変更のため、認定するものです。

委員会では現地調査を行い、道路の整備について詳細な説明を受けました。また、これらの路線については、赤谷川の管理用道路としても活用されることから、日頃から適切に維持管理されることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会

の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） ちょっと、ここで皆さんにお諮りしますが、委員会から1時間経過をしておりますが、建設経済常任委員会の討論採決までで、暫時休憩したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） では、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、第66号議案令和4年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第67号議案令和4年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第68号議案令和4年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。



採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第69号議案令和4年度朝倉市簡易水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第70号議案令和4年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第73号議案令和5年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第74号議案令和5年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案工事請負契約の締結について（市営住宅鳩胸団地）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午前11時25分に再開いたします。よろしく申し上げます。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第61号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 鹿毛哲也君登壇）

○決算審査特別委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第61号議案令和4年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

令和4年度の一般会計の決算は、歳入総額386億5,287万4,000円、歳出総額373億1,234万1,000円と、歳入歳出ともに前年度を下回る決算となっており、実質収支は10億3,924万3,000円の黒字決算となっております。

本件につきましては、議長を除く全議員で、予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかといった観点から、鋭意審査を行いました。

歳入歳出ともに前年度を下回る決算になりましたが、これは公共土木及び農林業施設災害復旧事業費や、子育て世帯等臨時特別支援事業費等が減少したことによるものです。

歳入においては、市税では個人市民税や固定資産税、たばこ税等が増額しています。地方交付税では、普通交付税及び臨時財政対策債において、災害復旧費の公債費算入等による増はあったものの、基準財政収入額における法人市民税や個人市民税、固定資産税等が増加したこと、基準財政需要額における高齢者保健福祉費や、地域振興費、下水道費が減少したこと、令和3年度に限り、臨時財政対策債償還基金費が追加交付されたことにより、減少となっています。特別交付税においては、減少したものの、被災前と比較すると、災害関連経費等により5億円ほど増額交付になっています。

歳出では、人件費、扶助費等義務的経費が減少していますが、これは、定年延長に伴う退職手当組合負担金の減少や、任期付職員数の減少、新型コロナウイルス感染症予防接種事業に伴う人件費の減少等によるものです。

扶助費では、子育て世帯等臨時特別支援事業費や、私立保育園運営委託等事業の減少等によるものです。

また、いまだ災害復旧事業などに取り組む中、令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策や経済対策等において、国・県の支援策とともに、市独自でも、地方創生臨時交付金を活用した様々な支援策を講じているほか、本市の産業、福祉、教育など幅広い事業が実施されており、審査の中で、安心安全な市民生活の確保のために取り組まれたことを確認いたしました。

地方交付税は減額となりましたが、令和4年度も約29億2,800万円という多額のふるさ

と応援寄附金をいただいたことや、市税の増加等により財政調整基金を取り崩すことなく、基金の令和4年度末現在高も184億1,084万円となっています。

歳出においても、公債費の任意繰上償還を行うなど、堅実な財政運営が行われ、予算に基づく適切な事業実施が行われたものと確認いたしました。

しかしながら、不安定な世界情勢に伴う物価高騰、新市庁舎建設、地方創生、人口減少対策など、今後取り組むべき事業は多く、厳しい財政状況は続いていくと思われま

す。この決算から見える課題を見極め、行政改革や行政評価に基づき、将来を見据えた持続可能な行財政運営に努めていただくことを確認し、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査中において、監査委員意見書の記載内容を把握していない部署が見受けられたことや、総合計画管理システム導入に伴う一部説明資料変更の影響で、審査する側の不慣れな点はあったものの、詳細な事業内容が分かりにくい等の意見が出ました。これらの課題については、今後改善していただくことを申し添えます。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第61号議案令和4年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第61号議案は原案のとおり認定されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた5請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 北川清文君登壇）

○総務文教常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました5請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に報告いたします。

少人数学級の推進については、小学校の学級編制標準が令和3年度から段階的に35人に引き下げられたことにより、今年度は1年生から4年生までが35人学級、5、6年生が40人学級となっています。令和7年度には全ての学年が35人学級となります。

本請願では、中学校、高校での35人学級の早急な実施及びさらなる学級編制標準の引下げによる、少人数学級の実現の必要性が述べられています。また、子どもたちの豊かな学びと学校の働き方改革の実現のためには、教職員1人当たりの業務負担軽減が必要であり、その加配職員の増員、少数職種の配置増等の教職員定数改善が不可欠であるとされています。

さらに、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられるよう、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げることが求められています。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、本件に関連する全国都市教育長協議会の状況等について説明を受けました。執行部によりますと、全国都市教育長会議において作成された決議の中に、「義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期する」こと及び「少人数学級や障がいの多様化、教員の長時間勤務の改善、教員不足の解消に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の早期策定を期する」ことが明記され、併せて「令和6年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情」が提出されています。

執行部としても、教育の機会均等と教育水準の維持・向上、教育の負担軽減を図る観点から、本請願の内容については賛同できるものであるとのことです。

質疑においては、本請願が少人数学級実現の進捗に与えている影響について確認しました。執行部によりますと、令和3年施行の改正義務教育標準法により、小学校全学年における35人学級に向けた学級編制標準の段階的引下げが実現しており、請願採択に基づく意見書提出等の効果が表れているものと捉えているとのことです。

本委員会としましては、少人数学級のさらなる推進などの教職員定数改善及び義務教育費国庫負担率の引き上げは、いずれも子どもたちの豊かな学びの実現のために不可欠であるとして、その趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ、本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、5請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、5請願第1号は採択することに決しました。

次に、第60号議案の審議を行います。議案書をお開きください。

それでは、第60号議案専決処分について（令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第4号））を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第60号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第71号議案令和5年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前11時43分休憩

---

午前11時46分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案4件、総務文教常任委員会から意見書案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(林 裕二君) 皆様方には、連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日、追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

第85号議案から第88号議案までの人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に久保山憲二、丸山康晴、養父英輔及び櫻場隆を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、次に、意見書案第2号をお開きください。

意見書案第2号について、総務文教常任委員長の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 北川清文君登壇)

○総務文教常任委員長(北川清文君) それでは、意見書案第2号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました5請願第1号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」に係る意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第です。

何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(総務文教常任委員長 北川清文君降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午前11時49分休憩

---

午前11時50分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書(2)をお開きください。

お諮りいたします。第85号議案から第88号議案までの4件は関連がありますので、一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第85号議案から第88号議案までの4件を一括議題といたします。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第85号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてから、第88号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの4件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号をお開きください。

それでは、意見書案第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これにて本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りします。第85号議案から第88号議案の4件については、会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)



○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案書（2）をお開きください。

それでは、第85号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてから、第88号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの4件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第85号議案から第88号議案までの4件を一括して採決いたします。第85号議案から第88号議案までの4件は、原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案から第88号議案までの4件は原案のとおり全て同意されました。

次に、意見書案第2号をお開きください。

それでは、意見書案第2号「少人数学級推進などの教職員定数改善」「義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げ」を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお開きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和5年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時56分閉会

---